

◇大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨てる原因となる路上喫煙を防止し、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進するため、市内全域において本市が管理する道路等における喫煙を禁止することにしました。
- 2 路上喫煙の防止等に関し必要な規定を定めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(環境局事業部事業管理課)